

介護保険の被保険者は、平成十二年四月から保険料を納めることになりました。ご自分が保険料をどのくらい納めればよいのかは、みなさんの一番の関心事だと思います。今月は保険料について、今現在でお知らせできることをお話しします。

第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳から64歳までの方)とは、保険料の算定の方法や納め方が違います。

65歳以上の方の保険料

図1のように、所得に応じて五段階の保険料が設定される予定です。第3段階がその市町村の基準額になります。基準額は市町村のサービス水準に合わせたものになりますので、各市町村によって保険料は異なります。施設やホームヘルパーなどが多く、サービスが充実している市町村では保険料は高くなります。反対にサービスが少ない市町村では保険料は低くなります。

都留市の保険料基準額がいくらになるのかは今現在では決定していません。介護保険が始まった時に、市民の皆さんが介護保険をどのくらい利用するのだろうか、サービス量はどのくらい必要なのだろうかなどを予測している段階です。それらの予測が終わった後、保険料をいくら納めてもらえば保険事業を行っていくのかを検討することになります。

(保険料の納め方)

老齢・退職年金が月額一万五千元以上の方は、年金から天引きされることとなります。年金額が月額一万五千元に満たない方については、口座振替などによって市に納めていただくこととなります。

40歳から64歳までの方の保険料

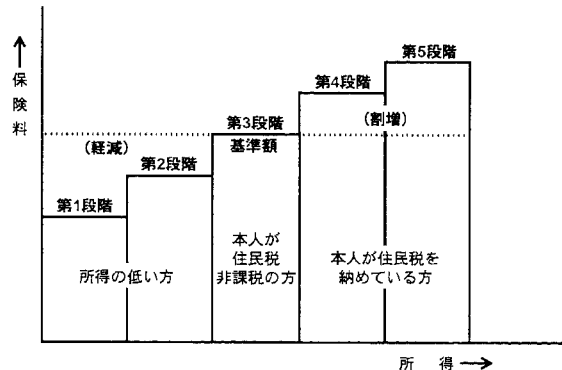
医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

健康保険に加入している場合

- ・ 保険料は給料に応じて異なります。
- ・ 保険料の半分は事業主が負担します。
- ・ サラリーマンの妻などの被扶養者の分は、各健康保険の被保険者が皆で分担してくれるので、新たに保険料を納める必要はありません。
- 国民健康保険に加入している場合
 - ・ 保険料は所得や資産などに応じて異なります。
 - ・ 保険料と同額の国庫負担があります。
 - ・ 世帯主が、世帯員の分も負担します。

【 保 険 料 の 納 め 方 】

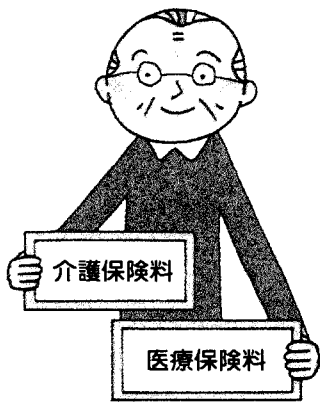
図1 第1号被保険者の保険料の算定方法



段 階	対 象 者	保 険 料 額
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75
第3段階	本人が住民税非課税	基準額×1
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額250万円未満	基準額×1.25
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額250万円以上	基準額×1.5

※上記の段階の保険料では生活保護が必要となる方については、保護が不要となる段階まで軽減されます。

●65歳以上の方



2つの保険料を納めます
原則年金から天引き

●40歳から64歳までの方



1つの保険料として納めます
医療保険料に上のせ

☆ 護 保 險 Q & A

Q 介護サービス費の支給限度額を超えるサービスは受けられないのですか？

A サービスを受けることにはできませんが、給付の対象とはなりませんので支給限度額を超える部分は全額を自己負担することになります。つまり、支給限度額の一割と支給限度額を超える全額を支払ってサービスを享受することになります。また反対に、認定を受けても支給限度額いっぱいまでサービスを受けないこともできます。サービスを利用するには一割の自己負担を伴いますし、家族の介護力が高いなど、支給限度額いっぱいまでサービスを必要がない人もいます。介護支援専門員(ケアマネジャー)にご自分や家族の介護サービス計画を作成してもらったときに、希望をよく伝えることが大切です。

Q 介護保険がはじまると、ホームヘルプサービスを一回受けると自己負担をいくら支払えばいいのですか？

A 自己負担は、各サービスの介護報酬額の一割になりますが、今のところ介護報酬額が決定していません。厚生省は各サービスの今の料金を参考にしながら今年の六月ぐらいにある程度おおよかな金額を示し、最終的な金額の決定は平成十二年二月ごろになる予定です。